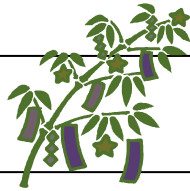


7

文月（ふみづき）



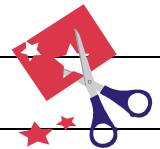
七夕に詩歌のフミ（文）を供えることから、また七月に書物の虫ぼしをするためとも。

7月の事務チェックポイント

- 夏バテしやすい時期、体調を崩しやすいので、社員の健康管理に注意する。
- 7月～8月に夏季休暇を実施するところでは、取引先などへのスケジュールの通知や業務予定の確認を行う。
また、休暇後は通常の作業ペースに戻すため、スローガン等で社員の気を引き締める、などの対応が必要。

7月の税務

提出期限	チェック欄	内 容
7月10日		6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
7月16日		所得税の予定納税額の減額申請
7月31日		5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		所得税の予定納税額の納付（第1期分）
		2月、5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		法人・個人事業者の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
		固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付



●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！ （公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

●【緊急】消費税転嫁対策セミナー（長井商工会議所との共催事業） 改正の対策はすでに始まっている！

日 時 平成25年7月26日（金）13:00～15:00
 会 場 タスパークホテル 3階 アゼリア
 講 師 山崎税務会計事務所代表 山崎 健 氏
 受 講 料 無 料

